

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす方は、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。

簡易的な判定は、次のフローチャートでご確認ください。

なお詳細な要件は、市HP等をご確認ください。

はい いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。

はい

減免該当（対象期間の保険税を全額免除）

いいえ

世帯の主たる生計維持者が非自発的失業者の保険税軽減制度の対象者である。
（非自発的失業者とは、65歳未満の方で雇用保険受給資格者証の離職事由コード11、12、21、22、23、31、32、33、34である場合をいいます。）

はい

非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度により保険税を減免します。（受付は国保年金医療給付課）

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が令和2年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

世帯の主たる生計維持者の、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が令和2年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

はい

減免非該当

いいえ

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、減少する見込みの事業収入等に係る令和2年の所得が、1円以上である。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、令和2年の合計所得が1,000万円以下である。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、減少する見込みの事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計が400万円以下である。

はい

いいえ

減免該当（対象期間の保険税の一部を減額・免除）

減免非該当